

議案第43号

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年6月5日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の附則の規定に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年二宮町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）」を加え、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第43号) 二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>1 略<br/>(経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後の二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。)第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> | <p>附 則</p> <p>1 略<br/>(経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> |